

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月14日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第8号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例施行規則（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表に定める申請書」を「後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第1号）」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号中「第3条関係」を「第2条関係」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度保険料」を「 年度保険料」に、「平成29年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。